

※届書中の「印」とあるところへの押印は必須ではなく任意です。また、文字を訂正した際の訂正印も不要です。

# 離婚届 記入例

氏名は、夫妻とも婚姻中の氏で記入してください。  
日本国籍の方は生年月日を和暦で、外国籍の方は西暦で記入してください。

住所にアパート名やお部屋番号などが含まれる場合、それも全てお書きください。

### ●【離婚届と同時に住所を変更する方】

・会津若松市内で転居する場合  
→新しい住所を記入してください

・市外から会津若松市へ転入する場合  
→新しい住所を記入してください  
+事前の転出手続きが必要  
(詳しくは表面の1. 必要書類および事前手続きの確認の※3をご覧ください)

・会津若松市から市外へ転出する場合  
→現在の住所を記入してください

※いずれの場合も別途住所変更の手続きも必要です  
※にご相談ください。

父母が亡くなっても空欄とせずに記入してください。  
離婚などにより父母の氏名などが異なっている場合は、現在の氏名をお書きください。

### ●【夫妻に未成年の子がいる場合】

・18歳未満の子がいる場合は、共同親権・単独親権・裁判や申立てで親権を定めるのか、いずれかを選び、該当の欄に必ず子の氏名を記入してください。  
・複数名の18歳未満の子を記入する場合も全員フルネームで記入してください。

離婚届		受理 令和 年 月 日	第 号
令和 年 月 日 届出		通知(送付) 令和 年 月 日	第 号
長 殿		書類調査	戸籍記載
		記載調査	調査票
		附 票	住民票
		通 知	
(フリガナ) 夫	この よしたろう	妻	この うめこ
(1) 氏 名	甲野 義太郎	甲野 梅子	
生 年 月 日	昭和60年 6月 23日	平成2年 10月 15日	
住 所	福島県会津若松市東栄町 3番46号 若松コーポ3号室	福島県会津若松市追手町 2番41号	
本 籍	東京都千代田区平河町一丁目3番地番 10		
(2) 筆頭者の氏名	甲野 義太郎		
父母及び養父母の氏名	夫の父 甲野 幸雄 続き柄 長 男 母 丙山 松子	妻の父 乙野 忠治 続き柄 二 女 母 乙野 春子	
(3) 離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 年 月 日成立 <input type="checkbox"/> 調停 年 月 日確定 <input type="checkbox"/> 審判 年 月 日確定	<input type="checkbox"/> 和解 年 月 日成立 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 年 月 日認諾 <input type="checkbox"/> 判決 年 月 日確定	
(4) 婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫 は <input checked="" type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる 京都府京都市北区小山初音町18番地番 筆頭者の氏名 乙野 忠治		
(5) 未成年の子の氏 名	父母双方が親権を行う子 甲野 啓太郎 父(夫)が親権を行う子 母(妻)が親権を行う子 甲野 幸 親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子		

**記入の注意**  
鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。  
筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。  
外国人のうち、次の地域の法を本国法とする人は、国籍に代えて地域を記載することができます。  
1 台湾  
2 パレスチナ(ヨルダン川西岸地区及びガザ地区)  
そのほかに必要なもの  
調停離婚のとき→調停書の謄本  
審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書  
和解離婚のとき→和解調書の謄本  
認諾離婚のとき→認諾調書の謄本  
判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書

未成年の子がいる場合は、この欄に記載されていることを理解し、夫婦双方がチェックしたうえで親権を定めてください。

日中連絡のつく電話番号を記入してください。  
連絡先 電話 090 (1234) 5678  
自宅・勤務先[ ]・携帯

(6) 同居の期間	平成25年 8月 から 令和7年 8月 まで
(7) 別居する前の住 所	東京都杉並区清水町一丁目283番地番 号
(8) 別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input checked="" type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしていない世帯 (国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)
(9) 夫妻の職業	夫の職業 妻の職業
その他	
届出人署名(※押印は任意)	夫 甲野 義太郎 印 妻 甲野 梅子 印

協議離婚の場合は、届書の提出に来られるのが夫婦どちらか一方のみである場合であっても、必ず夫婦それぞれの署名が必要です。  
なお、婚姻中の氏で記入してください。

### ●【協議離婚(裁判所を介さない離婚)の場合には、必ず18歳以上の証人2名が必要です】

署名欄は証人本人にそれぞれ自署してもらってください。  
証人欄の内容に誤りがある場合、離婚届が受理できない場合があります。

特に、本籍の記載に誤りが多いのでご注意ください!

※本籍がどこか曖昧な場合には、本籍を表示した住民票を取得するなどして確認をした上で記入していただいでください。

なお、本籍または住所のいずれかが会津若松市にある証人の場合、審査時間が短縮できます。

証 人 (協議離婚のときだけ必要です)	
署 名 (※押印は任意)	乙谷 孝助 印 丁川 竹子 印
生 年 月 日	昭和24年 4月 14日 昭和28年 6月 8日
住 所	東京都中野区野方一丁目34番1号 東京都世田谷区若林四丁目31番1号
本 籍	東京都杉並区清水町一丁目52番地番 東京都世田谷区若林四丁目31番地番

□には、あてはまるものに□のあてはまるものにするしをつけてください。  
今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください(この場合にはこの離婚届と別に別の届書を提出する必要があります)。  
同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。  
届出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにするしをつけてください。

離婚後の子育ての分担について  
取決めをしている。 □まだ、決めていない。  
子育ての分担：子の身の回りの世帯を期間で分担したり、子に関する事項(例えば、教育に関する事項、医療に関する事項など)の決定を父母で分担したりすること。父母の一方が全て行うとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にするしをつけてください。

親子交流について  
取決めをしている。 □まだ、決めていない。  
親子交流：未成年の子と離れ暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。父母双方が定期的、継続的に子育てをするとの取決めをしている場合や、諸事情により交流を実施しないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にするしをつけてください。

経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□のあてはまるものにするしをつけてください。

養育費の分担について  
取決めをしている。 □まだ、決めていない。  
養育費：経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。諸事情により養育費を支払わないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にするしをつけてください。

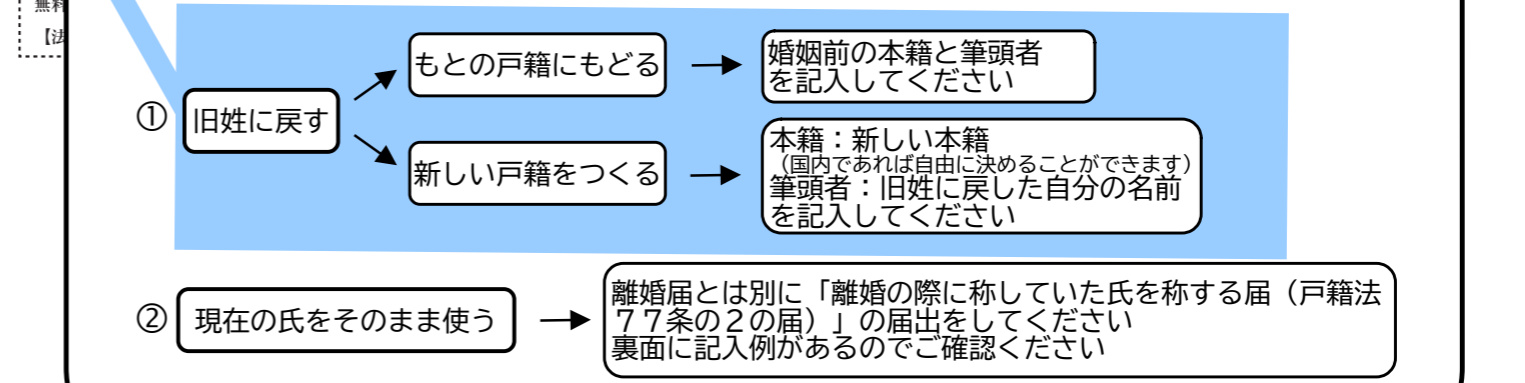
父母が離婚するときは、親子交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。

未成年の子がいる場合には、チェックしてください。

未成年の子に限らず、経済的に自立していない子がいる場合にはチェックしてください。

### ●【離婚後の氏(姓)について】

婚姻時に氏(姓)を変えた方は離婚に際し、旧姓にもどるか、婚姻中の氏をそのまま使うかを選択します。  
①と②のどちらを選択するかによって、届書の記載方法が異なりますのでご注意ください。



※記載内容に修正の必要が生じた場合、本人しか修正できないのでご注意ください。